


文書番号 熱建建第 623-2 号		目次番号		
決裁区分	[Redacted]			区分
収 受	平成 . .	保存年限	1 5 10 永	至 <input type="checkbox"/> 急 秘 <input type="checkbox"/> 重 <input type="checkbox"/> 要
起 案	平成 21 . 12 . 10	類 目	公印承認欄	
決 裁	平成 21 . 12 . 10			
施 行	平成 21 . 12 . 10	付 記		
完 結	平成 . .			
主 管	建設部		先方の文書	
	建設課		. . 付	
主 管 合 議	[Redacted]		第 号	
	[Redacted]		起案者	
[Redacted]		指示・意見		
あて先 [Redacted]		発信者名	<input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 助 役 <input type="checkbox"/> 収入役 <input type="checkbox"/> 部 長 <input type="checkbox"/> 課 長 <input type="checkbox"/> ( )	
標 題 土の採取等変更届出書について				
〔照会 回答 通知 依頼 報告 復命 締結 申請 制定 指令 決定 ( )〕				
標題の件については静岡県土採取等規則第4条第1項、同条第2項、同施行規則第3条 第1項および同施行規則第9条の規定により届出を受理し受理書を交付してよろしいでしょうか。				

熱建建第623-2号

平成21年12月10日

様

熱海市長 齊藤 栄



受 理 書

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規則条例第4条第1の規定による届出書を次のとおり受理したので通知する。

記

1 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷

2 受理年月日

平成21年12月10日

3 受理番号

第 909 号

様式第2号(第3条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)  
(一部改正〔平成6年規則5号・12年46号〕)

土の採取等変更届出書

平成21年12月9日

熱海市長 齊藤 栄 様

届出者	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]

(電話番号 [Redacted])

氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

静岡県土採取等規制  
条例  
第4条第1項  
第4条第2項  
の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

平成19年4月9日熱建設第208号



2 変更の内容

変更前	変更後
① 工法 口ッ7310	土堰堤
② 面積 9.746 m <sup>2</sup>	9,695.89 m <sup>2</sup>
③ 工期 H19.4.9~H20.4.8	H19.4.9~H22.4.8
④ 現場責任者 [Redacted]	[Redacted]

平成21年12月11日  
土堤  
36,640.24 m<sup>2</sup>



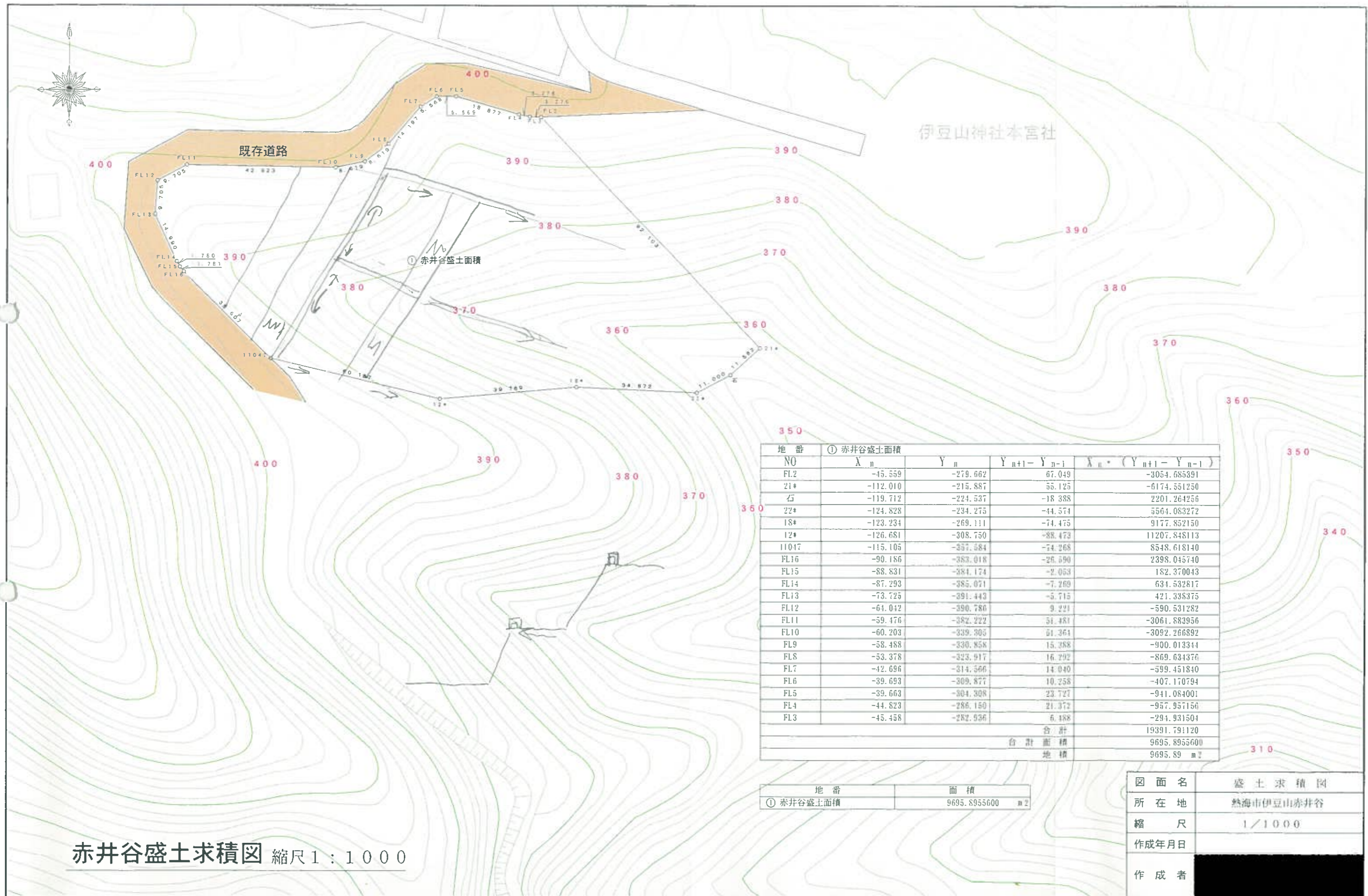
変更前	変更後

3 変更の理由

変更前の計画では、ロックソル工法により土留を予定してあったが  
現地の石の量では足らず工法の変更をするため。  
工法変更の為工期及び現場責任者も合わせて変更する。

4 変更の年月日

年 月 日



伊豆山神社本宮社

既存道路

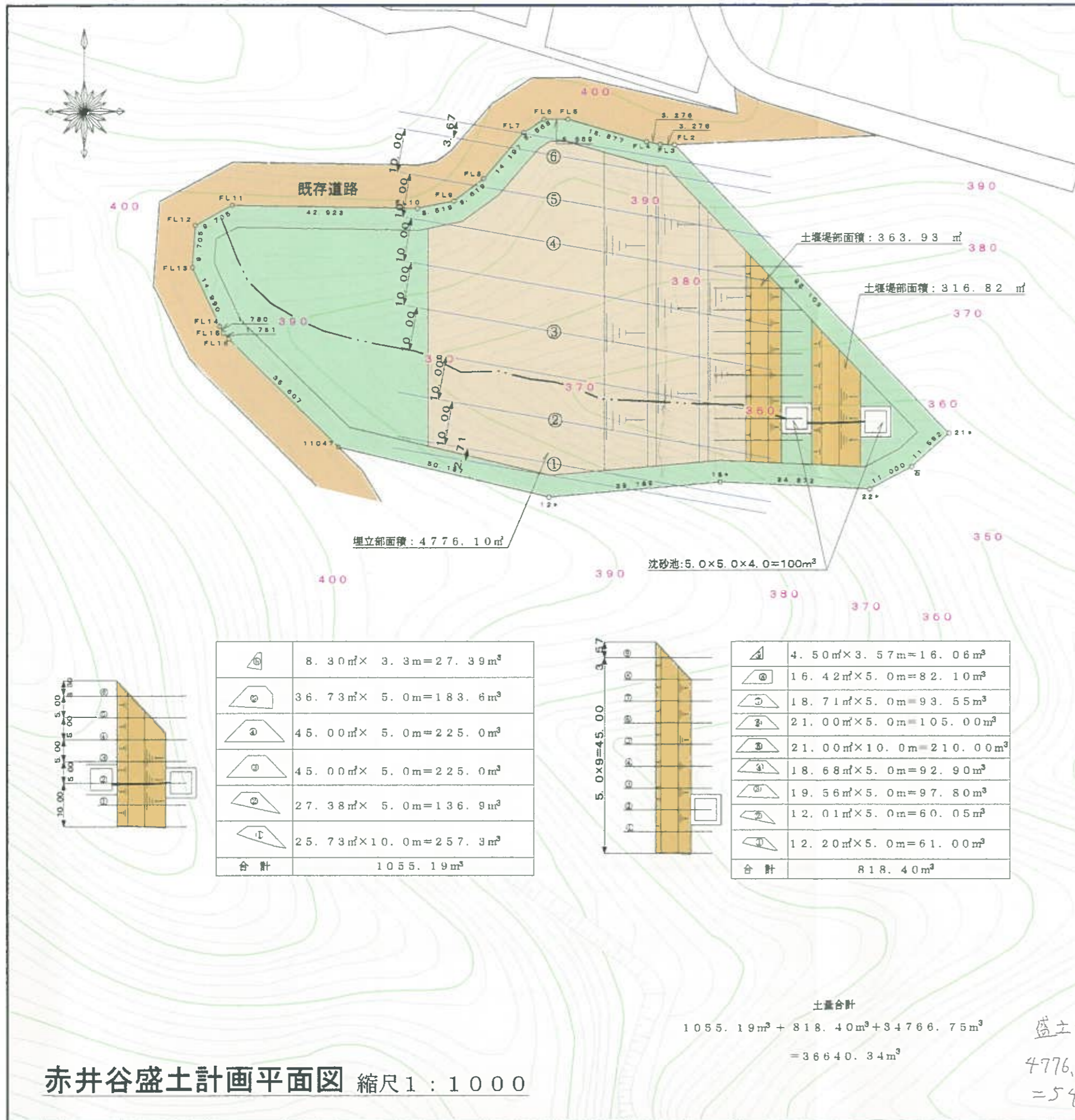
① 赤井谷盛土面積

地番	① 赤井谷盛土面積			
NO	$X_n$	$Y_n$	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
FL2	-45.559	-279.662	67.049	-3054.685391
21*	-112.010	-215.887	55.125	-6174.551250
石	-119.712	-224.537	-18.388	2201.264256
22*	-124.828	-234.275	-44.571	5564.083272
18*	-123.234	-269.111	-74.475	9177.852150
12*	-126.681	-308.750	-88.473	11207.848113
11047	-115.105	-337.584	-74.268	8548.618140
FL16	-90.186	-383.018	-26.690	2398.045740
FL15	-88.831	-384.174	-2.053	182.370043
FL14	-87.293	-385.071	-7.269	631.532817
FL13	-73.725	-391.443	-5.715	421.338375
FL12	-64.042	-390.780	9.221	-590.531282
FL11	-59.476	-382.222	51.481	-3061.883956
FL10	-60.203	-339.305	61.361	-3092.266892
FL9	-58.488	-330.858	15.388	-900.013344
FL8	-53.378	-323.917	16.292	-869.634376
FL7	-42.096	-314.566	14.040	-599.451840
FL6	-39.693	-309.877	10.258	-407.170794
FL5	-39.663	-304.308	23.727	-941.084001
FL4	-44.823	-286.150	21.372	-957.957156
FL3	-45.458	-282.936	6.488	-294.931504
合計				19391.791120
合計面積				9695.8955600
地積				9695.89 m <sup>2</sup>

地番	面積
① 赤井谷盛土面積	9695.8955600 m <sup>2</sup>

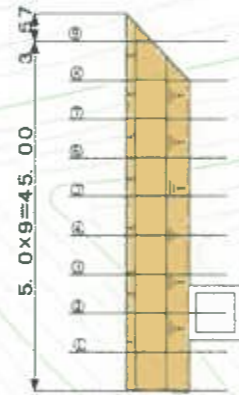
赤井谷盛土求積図 縮尺 1 : 1000

図面名	盛土求積図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/1000
作成年月日	
作成者	



⑥	伊豆山神社本宮社 5.8m x 3.37m = 497.50m³
⑤	365.66m x 20.0m = 7313.20m³
④	466.48m x 20.0m = 9329.6m³
③	370.98m x 20.0m = 7419.6m³
②	487.26m x 20.0m = 9745.2m³
①	170.35m x 2.71m = 461.64m³
合計	34766.75m³

⑥	8.30m x 3.3m = 27.39m³
⑤	36.73m x 5.0m = 183.6m³
④	45.00m x 5.0m = 225.0m³
③	45.00m x 5.0m = 225.0m³
②	27.38m x 5.0m = 136.9m³
①	25.73m x 10.0m = 257.3m³
合計	1055.19m³



⑥	4.50m x 3.57m = 16.06m³
⑤	16.42m x 5.0m = 82.10m³
④	18.71m x 5.0m = 93.55m³
③	21.00m x 5.0m = 105.00m³
②	21.00m x 10.0m = 210.00m³
①	18.68m x 5.0m = 92.90m³
⑥	19.56m x 5.0m = 97.80m³
⑤	12.01m x 5.0m = 60.05m³
④	12.20m x 5.0m = 61.00m³
合計	818.40m³

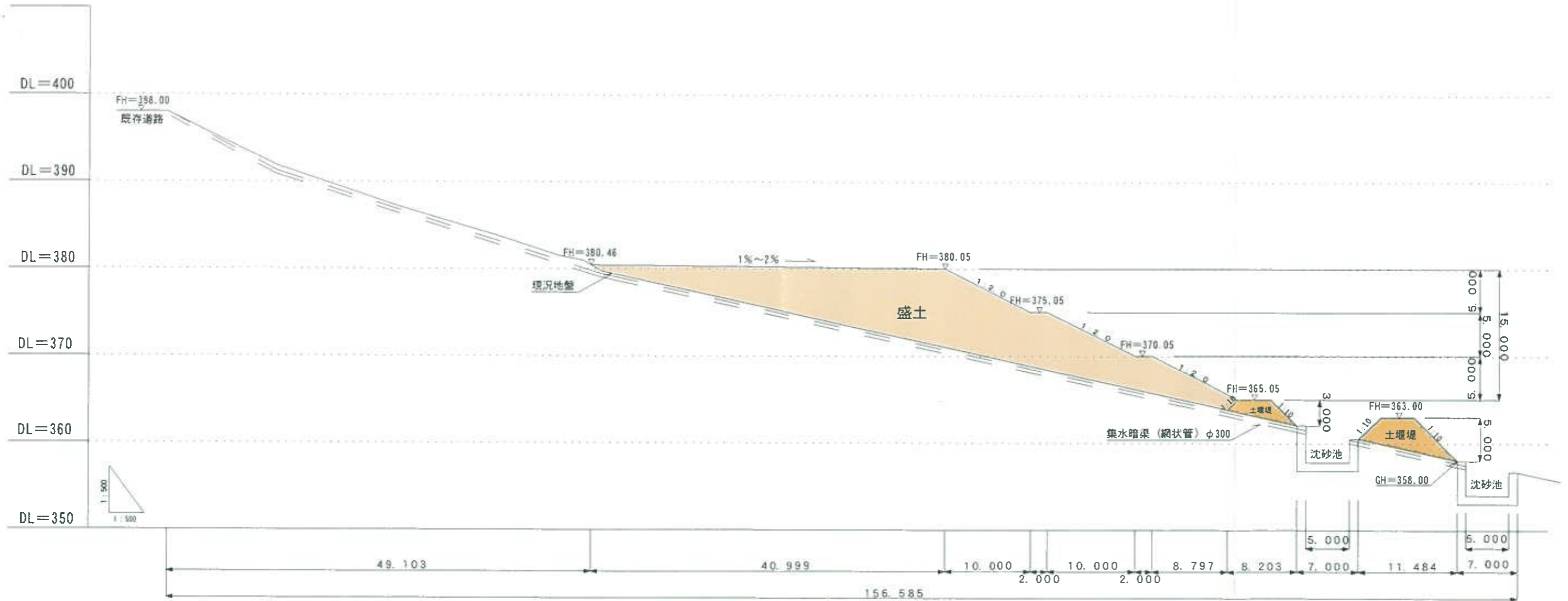
土量合計  
 $1055.19\text{m}^3 + 818.40\text{m}^3 + 34766.75\text{m}^3$   
 $= 36640.34\text{m}^3$

盛土面積  
 $4776.10 + 363.93 + 316.82$   
 $= 5456.85\text{m}^2$

赤井谷盛土計画平面図 縮尺 1 : 1000

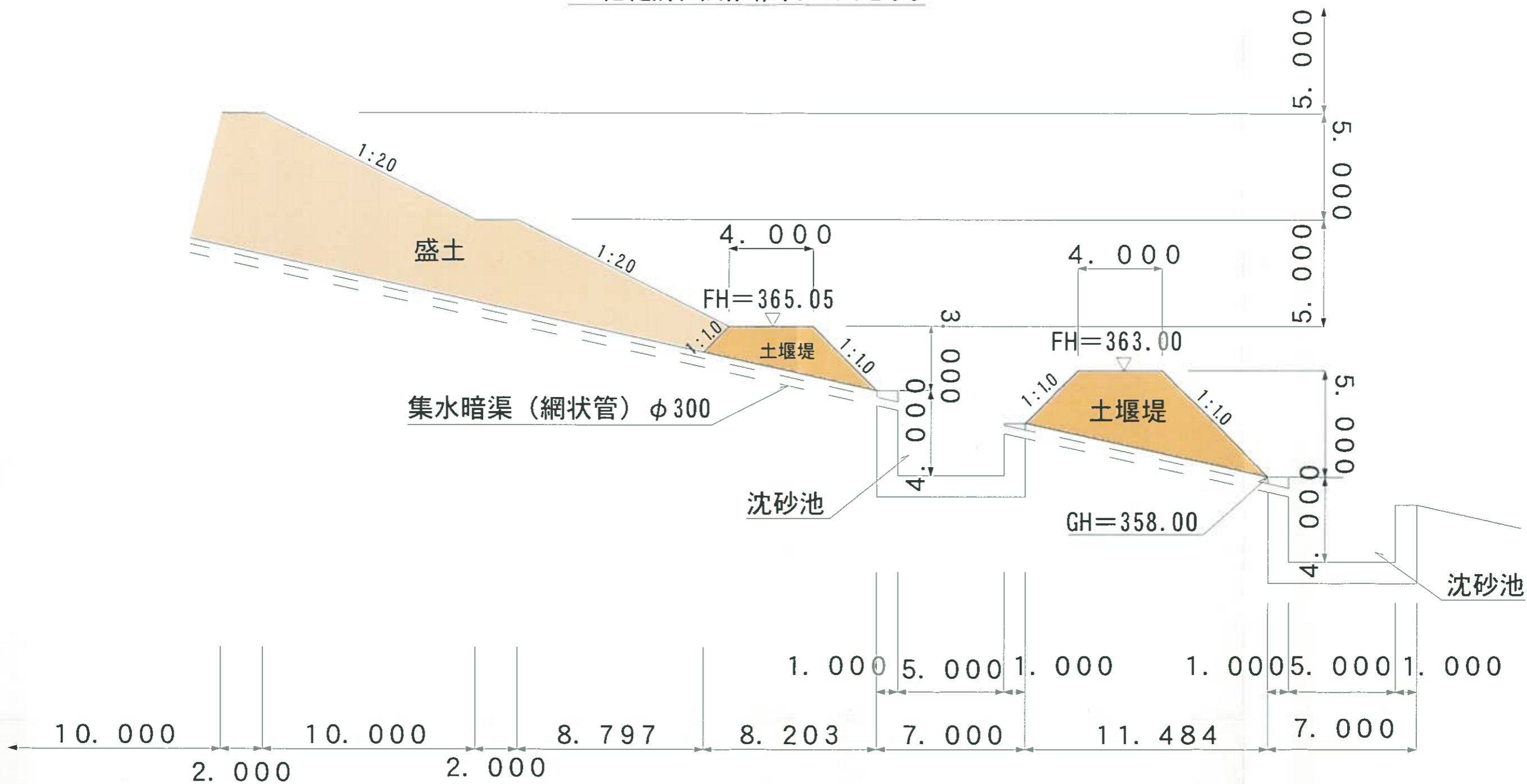
図面名	赤井谷盛土計画平面図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/1000
作成年月日	
作成者	

# 土堰堤、盛土計画断面図 S=1:500



図面名	土堰堤、盛土計画断面図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/500
作成年月日	
作成者	

土堰堤計画断面図 S=1:200



※土堰堤及び沈砂池の土は改良材を使用し出来るだけ硬化した土を使用する。

図面名	土堰堤計画断面図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/200
作成年月日	
作成者	



熱海市伊豆山地内における宅地造成について

日 時：平成 19 年 5 月 2 日(水) 15 時頃

訪問者：[REDACTED]

対 応：東部農林事務所治山課 [REDACTED]

(内 容)

経 緯：4 月 27 日、熱海市みどり農水課 [REDACTED] から 1ha を超える開発が無許可で進められているとの連絡があり、事実関係を確認するため事業者から聞き取りした。内容は下記のとおり。

場 所：熱海市伊豆山字赤井谷

事業者：[REDACTED]

- ・ 上記場所で 35 万坪 (約 120ha) の土地を昨年自社が購入し、うち 8 万坪 (約 26ha) について宅地造成の開発計画を進めている。今年の 2 月から県の土地利用 ([REDACTED]) に相談中。また林地開発許可への準備として、[REDACTED] との協議のなかで環境影響調査を進めている。
- ・ 今回市から指摘されたのは、上記予定地での一連の開発に先行し、ろ過機能を持ったロックフィルダムを 2 基設置することによる。これは隣接する既開発地からの濁水が、下流逢初川を汚染するのを防止するため。設置に当っては熱海市に土採取条例の届出を 2 回行った。1 基当たりの転用面積は 9,800 m<sup>2</sup> で、2 基では 1ha を超えるが 10m 以上離して設置するため一体と考えていない。
- ・ さらにこの 2 基のダム上流に、宅地造成 (1.0ha 以下) を計画しており、熱海市へ協議している ([REDACTED])。
- ・ 昨日、熱海市にダム設置部分にかかる伐採届を提出した。

(回 答)

- ・ ダム 2 基を設置することで 1ha を超えれば、同一流域内での開発であるから一体であり林地開発許可が必要となる。
- ・ ダム 1 基分を取り止めれば 1ha 以下であるが、上流に宅地造成をするのであれば、その分も加わるから林地開発許可が必要となる。

(2 基目のダムの届出を保留することを検討している様子だった)

經濟計畫圖 10-1  
5.1.1.1000



